

公民館・福祉会館が

『地域交流センター』に変わりました



4月1日から、市内に11あった公民館および福祉会館は「地域交流センター」となりました。長きにわたり公民館が担ってきた「ひとづくり」を更に一步進めた「まちづくり」の施設として、公民館機能はそのままに、地域活動の支援や地域の課題解決に向けた活動拠点としての役割を担います。「協創によるまちづくり」の拠点施設として、多くのみなさんや団体が集まり、つながり、様々な地域活動ができる地域交流センターをぜひご利用ください。

圏市民活動推進課 (☎82-1134)

	(旧) 令和4年3月31日まで	(新) 令和4年4月1日から
施設名称	有帆公民館・福祉会館	有帆地域交流センター
	高千帆公民館	高千帆地域交流センター
	高千帆福祉会館	高千帆地域交流センター分館
	高泊公民館・福祉会館	高泊地域交流センター
	小野田公民館	小野田地域交流センター
	須恵公民館・福祉会館	須恵地域交流センター
	赤崎公民館・福祉会館	赤崎地域交流センター
	本山公民館・福祉会館	本山地域交流センター
	厚狭公民館	厚狭地域交流センター
	埴生公民館	埴生地域交流センター
	厚陽公民館	厚陽地域交流センター
	出合公民館	出合地域交流センター
施設の性質	社会教育施設、社会福祉施設	コミュニティ施設
事業	生涯学習、地域福祉	地域づくり、生涯学習、地域福祉
所管	教育委員会社会教育課、福祉部社会福祉課	市民部市民活動推進課
利用範囲	営利目的や飲食などの利用制限あり	様々な目的での利用が可能(一部制限あり)
使用料	公民館：1時間あたりで計算 福祉会館：時間帯区分で計算	地域交流センター：1時間あたりで計算 ※市外の人や営利目的で使用する場合は、使用料が割増となります。

施設利用

■開館時間 9:00～22:00

■休館日 1月1日～1月3日、12月29日～12月31日

■申請可能期間

- ・地域団体、福祉団体：2か月前から
- ・市外の人、営利目的の使用：1か月前から

■申請方法

利用を希望する各地域交流センターに備え付けの申請書に記入し窓口へ提出

※申請書は市ホームページからもダウンロードすることができます。

■その他 旧公民館・旧福祉会館の機能は変わりません。



地域交流(餅つき)



講座(藍染体験)